

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の管理職手当の支給を受ける職及びその額を定める規則

平成7年3月30日

規則第4号

改正 平成10年4月規則第2号

同 12年3月 同 第3号

同 13年3月 同 第2号

同 14年3月 同 第2号

同 16年3月 同 第2号

同 17年5月 同 第1号

同 19年4月 同 第2号

同 28年4月 同 第1号

令和3年11月 同 第1号

(管理職手当の支給を受ける職員の職)

第1条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関する条例(昭和45年条例第9号)において準用する三条市職員の給与に関する条例(平成17年三条市条例第47号。以下「条例」という。)第5条第1項の規則で定める職は、寮長及び次長の職とする。

(管理職手当)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める額は、次表の欄に掲げる職に応じ、同表の管理職手当額欄に定める額を月額とする。

職	管理職手当額
寮 長	41,100円
次 長	31,000円

(その他)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(管理職手当の支給割合の特例措置)

2 平成13年4月から平成17年3月までの間における職員の管理職手当の支給割合は、第2条の表の支給割合にかかわらず、「100分の10」とあるのは「100分の7」と、「100分の9」とあるのは「100分の6.3」とする。

附 則（平成10年4月規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の管理職手当の支給を受ける職及びその額を定める規則は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成19年4月規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。